

森林動物対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、人と野生動物との軋轢を軽減し、森林生態系の保全を図るため、滋賀県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて行う森林動物対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第2条 補助の対象となる事業、補助事業者、補助対象経費および補助対象期間、補助単価、補助率等は別表に定めるとおりとする。

(事業計画協議書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、あらかじめ事業計画協議書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第4条 知事は、前条の規定による事業計画協議書を受領したときは、当該協議書の審査および必要に応じて事情聴取等を行い、補助事業として適当と認めるときは、補助事業者に対し、別記様式第2号により速やかに補助金の額の内示を行うものとする。

2 補助金の額を追加または変更する場合は、前項に準じて行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(別記様式第3号)に事業計画書および収支予算書ならびに関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。なお、補助金の交付の決定の標準的な処理期間は、前条の規定による補助金交付(変更交付)申請書が到達した日から起算して14日とする。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付または変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に別記様式第4号により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額が増額となる場合
- (2) 補助事業に要する経費の3割を超え、かつ100万円を超える減額をしようとする場合
- (3) 補助事業を中止または廃止しようとする場合

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による報告は、必要に応じて別に定める。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を超えない日または補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日いずれか早い時期までに、実績報告書(別記様式第6号)に事業実績書および収支決算書ならびに関係書類を添付し、知事に提出しなくてはならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告書および関係書類を審査するとともに、「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業」にあつては、補助事業者において保存している書類により要綱別表に規定する一定頭数までの捕獲が行われたことを確認するものとする。

2 知事は、前項の審査または確認により、補助金の交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則15条に規定する補助金交付請求書(別記様式第8号)を知事あてに提出しなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

(補助金の概算払)

第13条 7条の規定による通知を受けた補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(概算払)(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第14条 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る事業から適用する。
- 2 「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金交付要綱」、「ニホンジカ防除対策モデル事業補助金交付要綱」および「ニホンザル個体数調整推進事業補助金交付要綱」は、平成24年度事業の終了に伴い廃止する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度の予算に係る事業から適用する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る事業から適用する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算にかかる事業から適用する。
- 8 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の予算にかかる事業から適用する。
- 9 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算にかかる事業から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助事業名	補助事業者	補助対象経費および補助対象期間	補助単価	補助率	
ニホンジカ対策	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	<p>※1 【許可捕獲】 市町、獣害対策協議会（市町が事務局となっているものに限る。）</p>	<p>補助事業者が行うニホンジカを捕獲する事業に要する経費（許可捕獲にあつては、補助事業者ごとに県が定める一定頭数（自治振興交付金の対象頭数）を超える捕獲に要する経費に限る。） 補助対象期間は、4月1日から3月31日までとする。なお、この補助対象期間は、国の交付金事業の支援対象期間（※3）に準じた取り扱いとする。</p>	<p>1頭あたり 成獣メス 13,000円 成獣オス 8,000円 幼獣 2,000円 <ジビエ利用の場合> 1頭あたり 成獣メス 11,000円 成獣オス 6,000円 ※補助事業者が定めた1頭当たりの単価が当該捕獲単価より低い場合は、その単価を補助単価とする。</p>	定額
		<p>※2 【狩猟捕獲】 市町、獣害対策協議会（市町が事務局となっているものに限る。） 県内の法人格を有する狩猟者団体</p>	<p>補助事業者が行うニホンジカを捕獲する事業に要する経費 補助対象期間は、11月1日から2月末日までとする。</p>	<p>1頭あたり 成獣メス 5,000円 成獣オス・幼獣 3,000円 狩猟奨励推進費 500円 ※補助事業者が定めた1頭当たりの単価が当該捕獲単価より低い場合は、その単価を補助単価とする。</p>	定額

別表第2(第2条関係)

補助事業名	補助事業者	補助対象経費および補助対象期間	補助単価	補助率
ニホンザル対策	ニホンザル調整事業	市町、獣害対策協議会(市町が事務局となっているものに限る。)	補助事業者が行うニホンザルの個体数調整に要する次に掲げる経費。 ① 捕獲のための資材等の購入、使用、設置等に係る経費 ② 捕獲のための調査(捕獲実施前および実施後)に係る経費 ③ 捕獲に係る人件費 ④ 餌付けおよび誘因状況監視に係る経費 ⑤ 処分に係る経費 ⑥ その他知事が必要と認める経費 補助対象期間は、4月1日から3月31日までとする。	補助対象経費の総額の1/2以内(1群あたり上限250万円(ただし1市町あたり500万円を上限とする。))
カワウ対策	新規コロニー等拡大防止対策事業	市町、獣害対策協議会(市町が事務局となっているものに限る。)	補助事業者が行う新規コロニー等(新たに形成されたまたは生息数が急激に増加しているカワウのコロニーおよびねぐらをいう。)に生息するカワウの捕獲に要する次に掲げる経費その他知事が必要と認める経費。 ① 捕獲、回収等に係る人件費 ② 処分に係る経費 ③ 弾(非鉛弾)の購入に係る経費 ④ 人、捕獲個体等の運搬に係る経費 ⑤ その他知事が必要と認める経費 補助対象期間は、4月1日から3月31日までとする。	捕獲に使用する弾丸は、非鉛弾であること。 補助対象経費の総額の1/2以内

※1 許可捕獲・・・鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条の規定に基づき許可を受けて行う捕獲。

※2 狩猟捕獲・・・鳥獣保護管理法第39条の規定に基づき狩猟免許を受けて行う捕獲。

※3 支援対象期間・・・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)において、支援対象とすることができる期間を規定。湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金と併用して実施するため、許可捕獲の支援対象期間は、同交付金の支援対象期間と同様としている。

平成 年度森林動物対策事業補助金事業計画協議書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

(協議者) 補助事業者
住 所
氏 名

平成 年度において湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲分)について、下記のとおり実施したいので、森林動物対策事業補助金交付要綱第3条の規定により協議します。

記

1 事業計画

事業実施場所	
本事業による 捕獲予定頭数	(許可捕獲) 成獣メス 頭 成獣オス 頭 幼獣 頭
本事業以外の 捕獲予定頭数	(許可捕獲) 頭
事業費	
工 期	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支予算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価:円)

区 分	種 別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備 考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
許 可 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

平成 年度森林動物対策事業補助金事業計画協議書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

(協議者) 補助事業者
住 所
氏 名

平成 年度において湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲分)について、下記のとおり実施したいので、森林動物対策事業補助金交付要綱第3条の規定により協議します。

記

1 事業計画

事業実施場所	
本事業による 捕獲予定頭数	(狩猟捕獲) 成獣メス 頭 成獣オス・幼獣 頭
事業費	
工 期	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定 うち、狩猟捕獲を行う期間 年 月 日着手予定 年 月 日完了予定

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支予算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価:円)

区 分	種 別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備 考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
狩 猟 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	小計											
	狩猟奨励 推進費											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

平成 年度森林動物対策事業補助金事業計画協議書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

(協議者) 補助事業者
住 所
氏 名

平成 年度において(ニホンザル個体数調整推進事業、新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業)について、下記のとおり実施したいので、森林動物対策事業補助金交付要綱第3条の規定により協議します。

記

1. 事業計画

(1) 事業概要

事業実施場所	
事業内容	
事業費	
工 期	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定

注) 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業の場合は、事業内容欄に①駆除方法、②駆除(計画)羽数、③処分方法を記載すること。

(2) 経費内訳

(単位:円)

事業項目	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
合 計				

※本文中の事業名は、適宜消去して使用すること。

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

平成 年度森林動物対策事業補助金内示書

番 号
年 月 日

補助事業者 あて

滋賀県知事

平成 年 月 日付け 第 号で事業計画協議書の提出があった標記補助金については、下記のとおり内示します。

つきましては、森林動物対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づく補助金交付申請書を速やかに提出願います。

記

補助対象事業名	内示額(円)	要綱別表に規定する補助事業者ごとに県が定める一定頭数
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)		頭
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲)		/
ニホンザル個体数調整推進事業		/
新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業		/

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することが出来るものとする。

平成 年度森林動物対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

(申請者) 補助事業者
住 所
氏 名

平成 年度において 事業について、森林動物対策事業補助金〇〇〇〇〇〇〇〇
円を交付されるよう、森林動物対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請
します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明
したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、
何ら異議の申立てを行いません。

補助対象事業名	申請額 (円)	要綱別表に規定する補助事 業者ごとに県が定める一定 頭数
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対 策事業(許可捕獲)		頭
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対 策事業(狩猟捕獲)		
ニホンザル個体数調整推進事業		
新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業		
森林動物対策事業補助金申請額合計		

関係書類

1. 事業計画書 (別紙1)
2. 収支予算書 (別紙2)
3. その他必要書類
 - ・実施場所がわかる5万分の1程度の位置図
 - ・その他必要な書類

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)分】

(別紙1)

事業計画書

事業実施場所	
本事業による 捕獲予定頭数	(許可捕獲) 成獣メス 頭 成獣オス 頭 幼獣 頭
事業費	
工 期	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)分】

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支予算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価:円)

区 分	種 別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備 考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
許 可 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲)分】

(別紙1)

事業計画書

事業実施場所	
本事業による 捕獲予定頭数	<p>(狩猟捕獲)</p> <p>成獣メス 頭</p> <p>成獣オス・幼獣 頭</p>
事業費	
工期	<p>年 月 日着手予定 年 月 日完了予定</p> <p>うち、狩猟捕獲を行う期間</p> <p>年 月 日着手予定 年 月 日完了予定</p>

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲)分】

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支予算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価：円)

区 分	種別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
狩 猟 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	小計											
	狩猟奨励 推進費											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

(別紙1)

事業計画書

1 事業概要

事業実施場所	
事業内容	
事業費	
工期	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定 (うち 日間)

注) 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業の場合は、事業内容欄に①駆除方法、②駆除(計画)羽数、③処分方法を記載すること。

2 経費の内訳

事業項目	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合計				

【ニホンザル個体数調整推進事業、新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業用】

(別紙2)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算(決算)額	備 考
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算(決算)額	備 考
合 計		

注) 「ニホンザル個体数調整推進事業」および「新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業」にあつては、それぞれ別様でこの様式を使用すること。

番 号
年 月 日

補助事業者 あて

平成 年度森林動物対策事業補助金の交付決定について（通知）

滋賀県知事

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請書の提出があった標記補助金について、森林動物対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

【事業別明細表】

補助対象事業名	交付決定額（円）	交付条件
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業（許可捕獲）		
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業（狩猟捕獲）		
ニホンザル個体数調整推進事業		
新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業		
森林動物対策事業補助金交付決定額合計		

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することが出来るものとする。

平成 年度森林動物対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

（申請者）補助事業者

住 所

氏 名

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった下記の補助対象事業について、変更（中止・廃止）したいので、森林動物対策事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更の内容（収支予算を含む。）

注1） 「事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）」の箇所は不要文字があるときは、その文字を削除すること。

2） 関係書類は事業計画書としてその記載にあたっては、変更後を上段に、変更前を下段書きにすること。

平成 年度森林動物対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

（報告者）補助事業者
住 所
氏 名

平成 年 月 日付け 第 号で森林動物対策事業補助金の交付決定（変更交付決定）の通知があった 事業について、森林動物対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 事業実績書（別紙1）
2. 収支決算書（別紙2）
3. その他必要書類
 - ・ 検査調書の写し
 - ・ 実施場所がわかる5万分の1程度の位置図
 - ・ 完成写真
 - ・ その他必要な書類

- 注1）完成写真について、「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業」にあつて100頭以上の場合は、その1/10以上の添付で可とする。
- 2）その他必要な書類について、「新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業」にあつては、捕獲日誌および捕獲日誌集計表を添付のこと。

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)分】

(別紙1)

事業実績書

事業実施場所	
本事業による 捕獲実績頭数	(許可捕獲) 成獣メス 頭 成獣オス 頭 幼獣 頭
事業費	
工 期	年 月 日着手 年 月 日完了

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)分】

(別紙2)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支決算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価:円)

区 分	種 別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備 考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
許 可 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲)分】

(別紙1)

事業実績書

事業実施場所	
本事業による 捕獲実績頭数	<p>(狩猟捕獲)</p> <p>成獣メス 頭</p> <p>成獣オス・幼獣 頭</p>
事業費	
工 期	<p>年 月 日着手 年 月 日完了</p> <p>うち、狩猟捕獲を実施した期間</p> <p>年 月 日着手 年 月 日完了</p>

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟奨励)分】

(別紙2)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

注) 収支決算は、別表により算出し本様式に添付すること。

(別表)

(単価：円)

区 分	種別	頭 数	国交付金		県補助金		補助事業者負担金		その他		計	備考
			単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額		
狩 猟 捕 獲	成獣メス											
	成獣オス											
	幼獣											
	小計											
	狩猟奨励 推進費											
	合計											

注) 1頭当たりの支出単価を備考欄に記載すること。

(別紙1)

事業実績書

1 事業概要

事業実施場所	
事業内容	
事業費	
工期	年 月 日着手 年 月 日完了 (うち 日間)

注) 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業の場合は、事業内容欄に (1) 駆除方法、(2) 駆除(計画)羽数、(3) 処分方法を記載すること。

2 経費の内訳

事業項目	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合計				

【ニホンザル個体数調整推進事業、新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業用】

(別紙2)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
国交付金		
県補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
合 計		

注) 「ニホンザル個体数調整推進事業」および「新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業」にあつては、それぞれ別様でこの様式を使用すること。

番 号
年 月 日

補助事業者 あて

平成 年度森林動物対策事業補助金の額の確定について (通知)

滋賀県知事

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告書の提出があった標記補助金について、森林動物対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

【事業別明細表】

補助対象事業名	確定額 (円)	
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(許可捕獲)		
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業(狩猟捕獲)		
ニホンザル個体数調整推進事業		
新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業		
森林動物対策事業補助金確定額合計		

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することが出来るものとする。

平成 年度森林動物対策事業補助金交付請求書

金 円

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった森林動物対策事業補助金を上記のとおり交付されるよう、森林動物対策事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 補助金確定額 | 円 |
| 2. 概算払受入れ済み額 | 円 |
| 3. 今回請求額（1-2） | 円 |

平成 年 月 日

滋賀県知事 あて

（請求者）補助事業者

住 所

氏 名

平成 年度森林動物対策事業補助金交付請求書 (概算払)

金 円

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定 (変更交付決定) の通知があった森林動物対策事業補助金のうち上記金額を交付されるよう、森林動物対策事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

1. 既交付 (変更) 決定額 円

2. 既受入れ済み額 円

平成 年 月 日

滋賀県知事 あて

(請求者) 補助事業者

住 所

氏 名